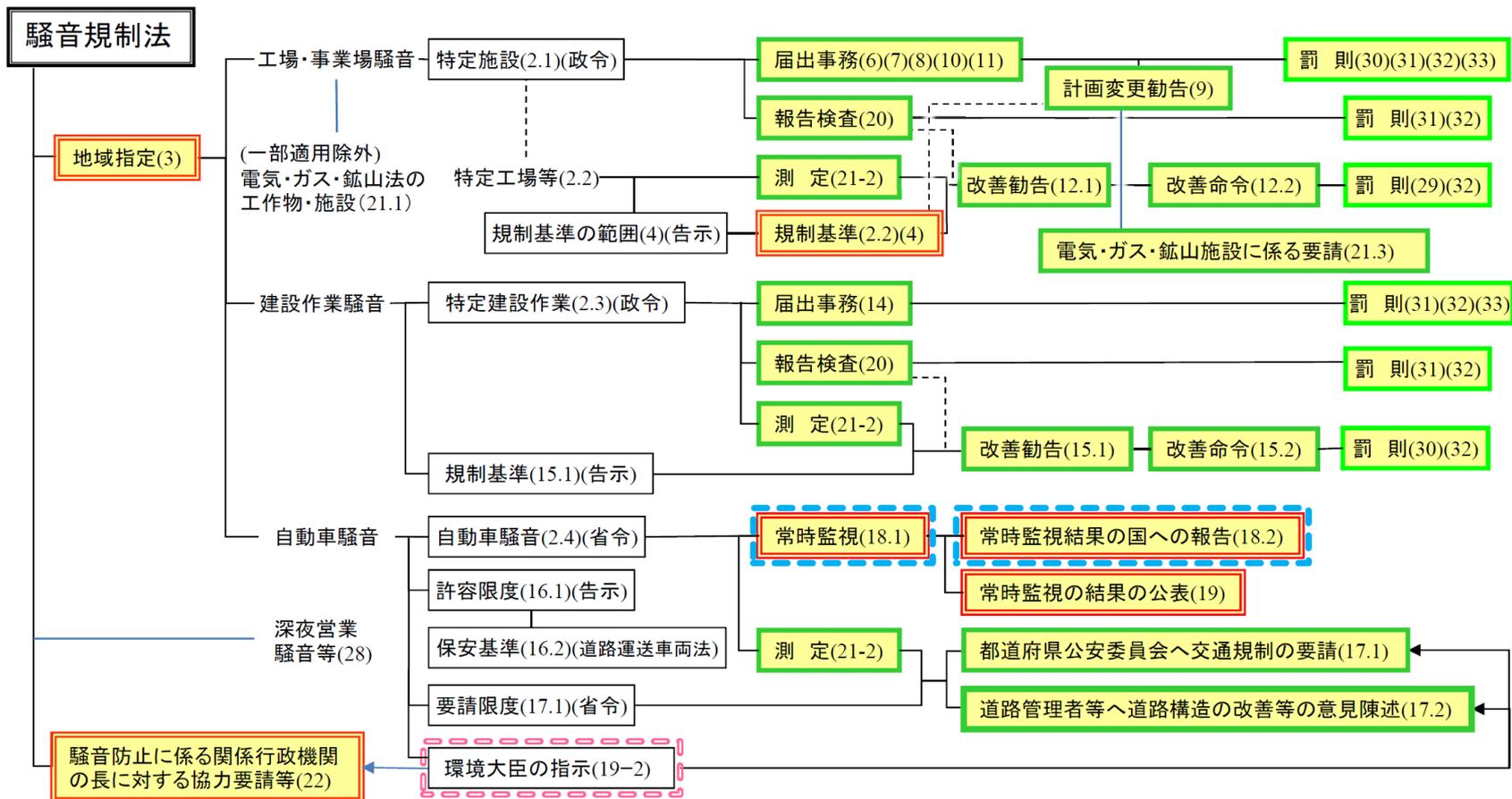


平成27年度岡山県環境審議会大気部会

諮問事項

- ① 騒音規制法に基づく規制地域の指定について
- ② 振動規制法に基づく規制地域の指定について
- ③ 環境基本法に基づく環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

騒音規制法の体系図



騒音規制法に係る規制地域の指定状況



指定地域 22市町

騒音規制法に基づく地域指定の区域分けの基準(1)

対象	区域の区分	区域区分の基準	用途地域との対応
工場・事業場	第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
	第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
	第3種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防ぐ必要がある区域	工業地域

騒音規制法に基づく地域指定の区域分けの基準(2)

対象	区域の区分	区域区分の基準	用途地域との対応
建設作業	第1号区域	次のいずれかに該当する区域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ・ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 ・ 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域 	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	第2号区域	第1号区域以外の区域	工業地域
自動車騒音	a 区域	専ら住居の用に供される区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
	b 区域	主として住居の用に供される区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
	c 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

騒音規制法に基づく規制の概要

工場・事業場／建設作業の騒音に係るもの

指定地域

騒音 22市町を指定

特定施設

○騒音 26施設を指定
(あらし p. 13)

改善勧告
改善命令

○設置等の届出義務
○規制基準
(あらし p. 14、17、19)

特定建設作業

○騒音 11作業を指定
(あらし p. 20)

改善勧告
改善命令

○作業実施の届出義務
○規制基準
(あらし p. 21～23)

騒音に係る特定施設(1)

特定施設の種類		規模要件等
金属加工	圧延機械	原動機定格出力合計22.5kW以上
	製管機械	すべて
	ベンディングマシン	原動機定格出力3.75kW以上、ロール式のもの
	液圧プレス	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力294kN以上
	せん断機	原動機定格出力3.75kW以上
	鍛造機	すべて
	ワイヤーフォーミングマシン	すべて
	ブラスト	タンブラスト以外のもの(密閉式を除く)
	タンブラー	すべて
	切断機	といしを用いるものに限る
空気圧縮機・送風機		原動機定格出力7.5kW以上
土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい・分級機		原動機定格出力7.5kW以上
織機		原動機を用いるもの

騒音に係る特定施設(2)

建設用資材 製造機械	コンクリートプラント	混練機の混練容量0.45m ³ 以上 (気ほうコンクリートプラントを除く)
	アスファルトプラント	混練機の混練重量200kg以上
穀物用製粉機		原動機定格出力7.5kW以上、ロール式のもの
木材加工	ドラムバーカー	すべて
	チップパー	原動機定格出力2.25kW以上
	碎木機	すべて
	帯のこ盤・丸のこ盤	製材用:原動機定格出力15kW以上、 木工用:原動機定格出力2.25kW以上
	かんな盤	原動機定格出力2.25kW以上
抄紙機		すべて
印刷機械		原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機		すべて
鋳造型機		ジョルト式のもの

騒音規制法に基づく工場・事業場の規制基準

工場・事業場

時間区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間	7:00~20:00	50デシベル	60デシベル	65デシベル	70デシベル
朝・夕	5:00~7:00 20:00~22:00	45デシベル	50デシベル	60デシベル	65デシベル
夜間	22:00~ 翌日の5:00	40デシベル	45デシベル	50デシベル	55デシベル

特定建設作業に係る規制地域及び区域区分

第1号区域	騒音に係る指定地域のうち第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域並びに第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	指定地域のうち第1号区域以外の区域

【1号区域と2号区域の概念図】



特定建設作業に係る騒音の規制基準

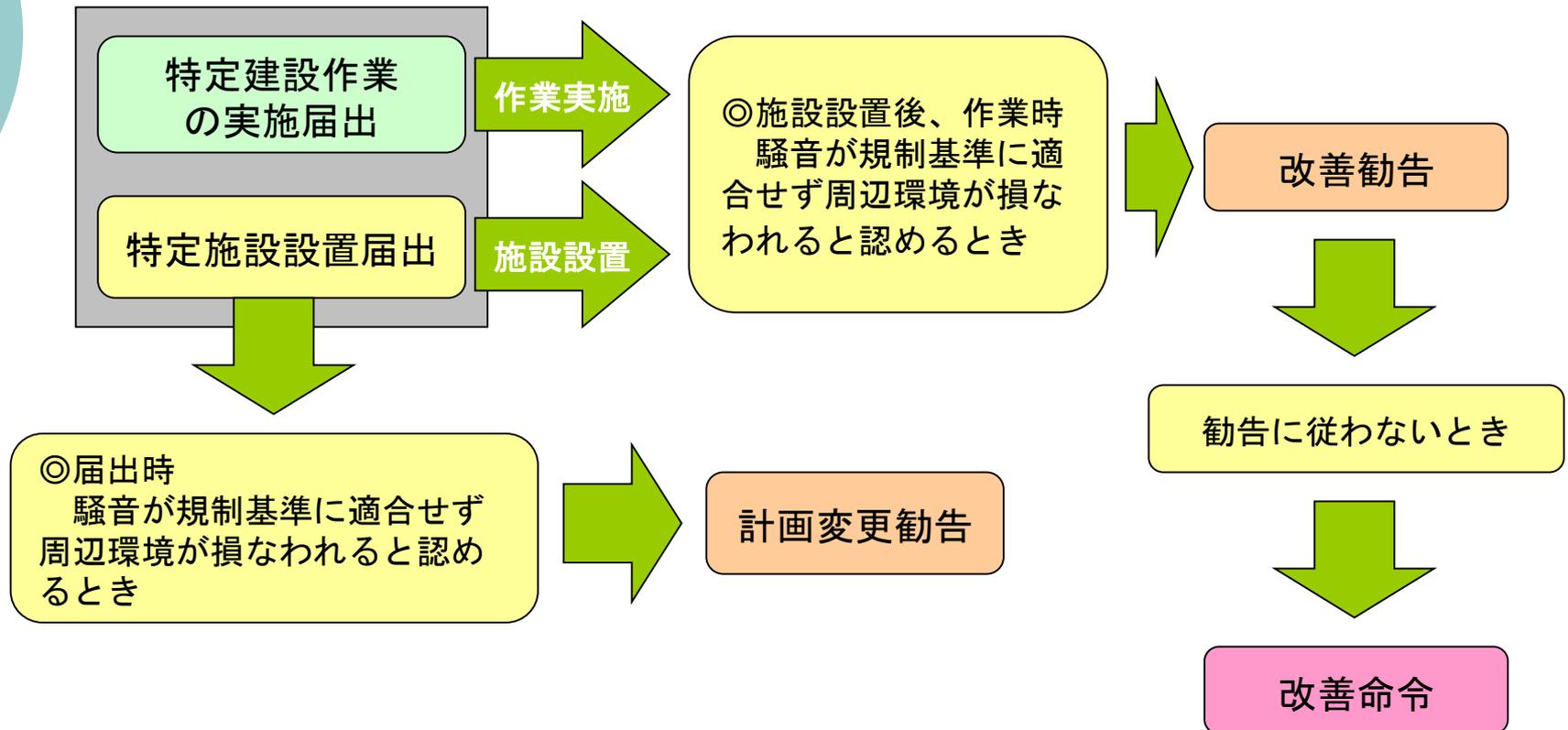
規制の種別	区域の区分	
	第1号区域	第2号区域
区域区分の基準	騒音に係る指定地域のうち第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域並びに第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域	指定地域のうち第1号区域以外の区域
規制基準	85デシベル	85デシベル
作業時間帯	19:00～翌日7:00の時間内でないこと	22:00～翌日6:00の時間内でないこと
作業期間	1日あたり10時間を超えないこと	1日あたり14時間を超えないこと
	連続6日を超えないこと	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと	日曜日その他の休日でないこと

騒音に係る特定建設作業

特定建設作業の種類		規模要件等
くい打機、くい抜機又は くい打くい抜機を使用する作業	くい打機	もんけんを除く アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機	すべて
	くい打くい抜機	圧入式を除く アースオーガーと併用する作業を除く
びょう打機を使用する作業		すべて
さく岩機を使用する作業		作業地点が連続的に移動する作業にあっては、 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。
空気圧縮機を使用する作業		さく岩の動力として使用する作業を除く 原動機(電動機以外)定格出力15kw以上
コンクリートプラント又はアス ファルトプラントを設けて 行う作業	コンクリートプラント	モルタル製造のための作業を除く 混練機の混練容量0.45m ³ 以上
	アスファルトプラント	混練機の混練重量200kg以上
バックホウを使用する作業		原動機定格出力80kW以上
トラクターショベルを使用する作業		原動機定格出力70kW以上
ブルドーザーを使用する作業		原動機定格出力40kW以上

騒音規制法に基づく改善勧告・改善命令等について

特定工場等・特定建設作業に関する規制



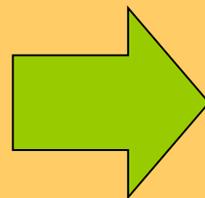
騒音規制法に基づく規制の概要

自動車騒音に係るもの

指定地域

騒音 22市町を指定

騒音が要請限度を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき



要 請

・ 県公安委員会に道路交通法に基づく措置を執ることを要請する

意 見

・ 道路管理者又は行政機関の長に対し道路の構造改善等について意見を述べることができる。

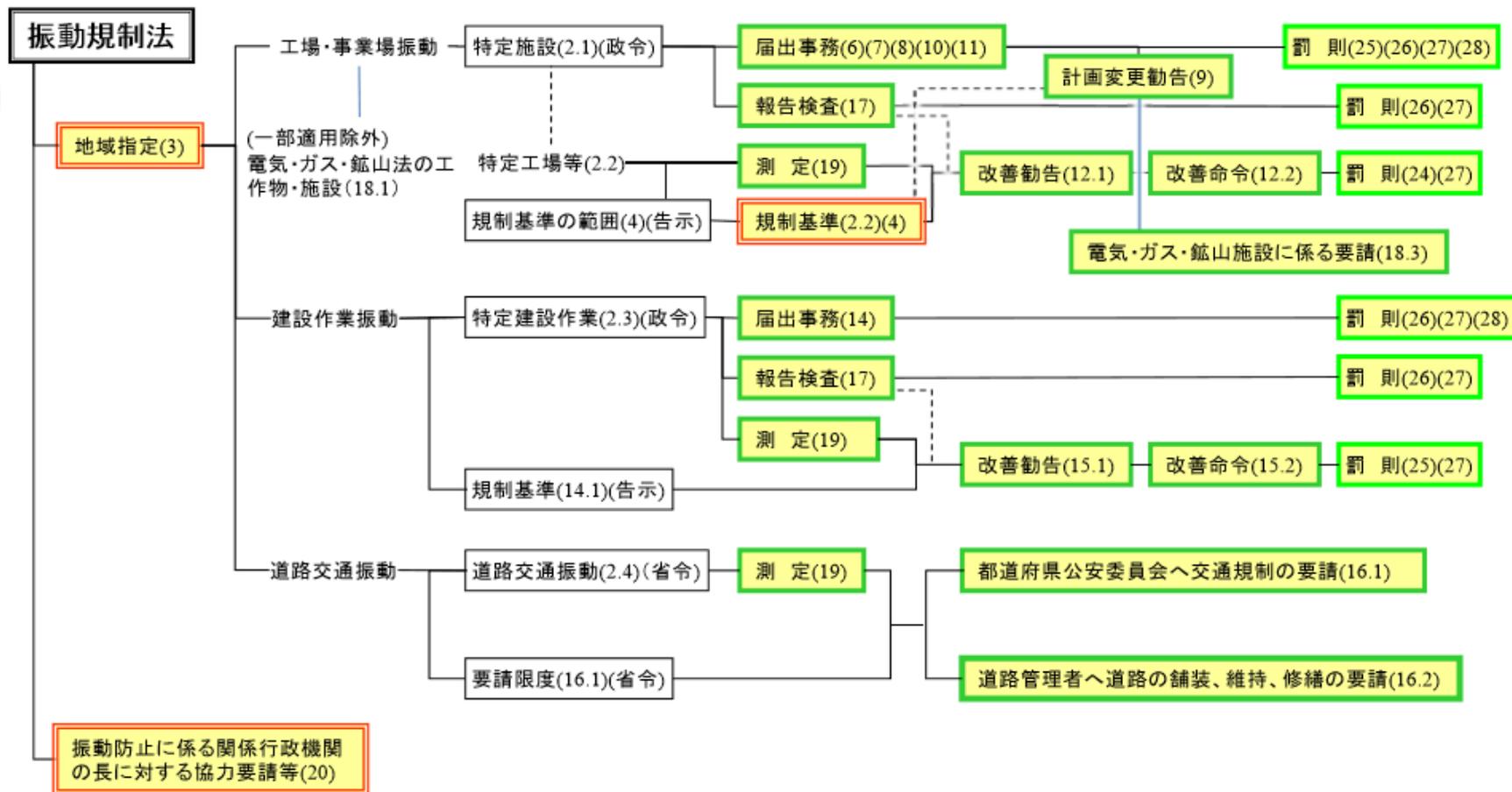
(あらし p. 24)

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

自動車

時間区分		a 区域		b 区域		c 区域
		1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
昼間	6:00~22:00	65デシベル	70デシベル	65デシベル	75デシベル	75デシベル
夜間	22:00~ 翌日の6:00	55デシベル	65デシベル	55デシベル	70デシベル	70デシベル
上記のうち幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度が適用される。						
		昼間 75デシベル		夜間 70デシベル		

振動規制法の体系図



振動規制法に基づく地域指定の区域分けの基準(1)

対象	区域の区分	区域区分の基準	用途地域との対応
「工場・事業場」	第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
「道路交通振動」	第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防ぐ必要がある区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

振動規制法に基づく地域指定の区域分けの基準(2)

対象	区域	区域区分の基準	用途地域との対応
建設作業	第1号区域	<p>次のいずれかに該当する区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ・ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 ・ 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域 	<p>第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域</p>
	第2号区域	第1号区域以外の区域	工業地域

振動規制法に基づく規制の概要

工場・事業場／建設作業の振動に係るもの

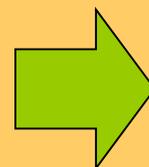
指定地域

振動 22市町を指定

特定施設



○振動 16施設を指定
(あらかしp. 14)



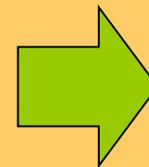
改善勧告
改善命令

○設置等の届出義務
○規制基準
(あらかしp. 14、17、19)

特定建設作業



○振動 6作業を指定
(あらかしp. 20)



改善勧告
改善命令

○設置等の届出義務
○規制基準
(あらかしp. 21～23)

振動に係る特定施設

特定施設の種類		規模要件等
金属加工	液圧プレス	矯正プレスを除く
	機械プレス	すべて
	せん断機	原動機定格出力1kW以上
	鍛造機	すべて
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機出力37.5kW以上
圧縮機		原動機定格出力7.5kW以上
土石用又は鉱物用の破砕機・磨砕機・ふるい・分級機		原動機定格出力7.5kW以上
織機		原動機を用いるもの
コンクリートブロックマシン		原動機定格出力合計2.95kW以上
コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械		原動機定格出力合計10kW以上
木材加工	ドラムバーカー	すべて
	チップパー	原動機定格出力2.2kW以上
印刷機械		原動機定格出力2.2kW以上
ゴム練用ロール機 合成樹脂練用ロール機		原動機定格出力30kW以上 カレンダーロール機以外のもの
合成樹脂用射出成形機		すべて
鋳造型機		ジョルト式のもの

振動規制法に基づく工場・事業場の規制基準

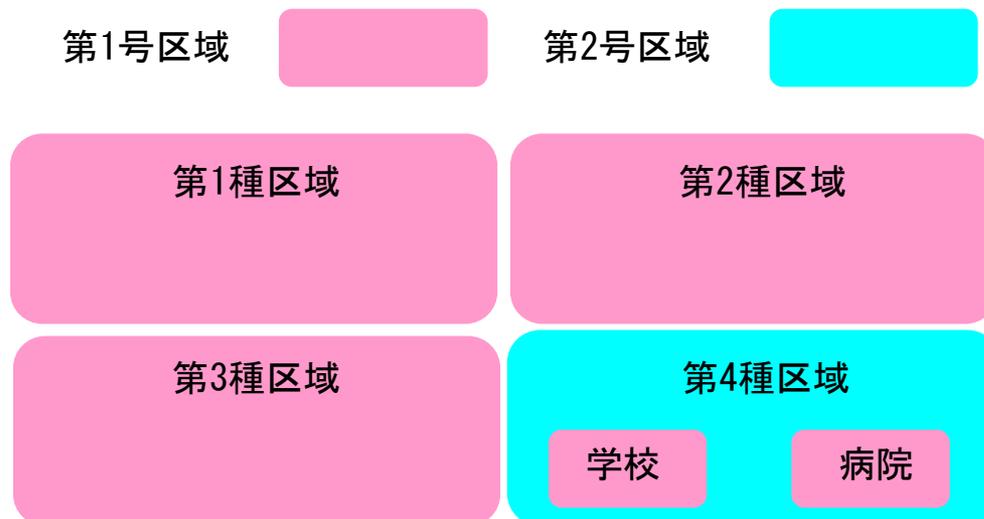
工場・事業場

時間区分		第1種区域	第2種区域
昼間	7:00~20:00	60デシベル	65デシベル
夜間	20:00~ 翌日の7:00	55デシベル	60デシベル

特定建設作業に係る規制地域及び区域区分

第1号区域	騒音に係る指定地域のうち第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域並びに第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	指定地域のうち第1号区域以外の区域

【1号区域と2号区域の概念図】



特定建設作業に係る振動の規制基準

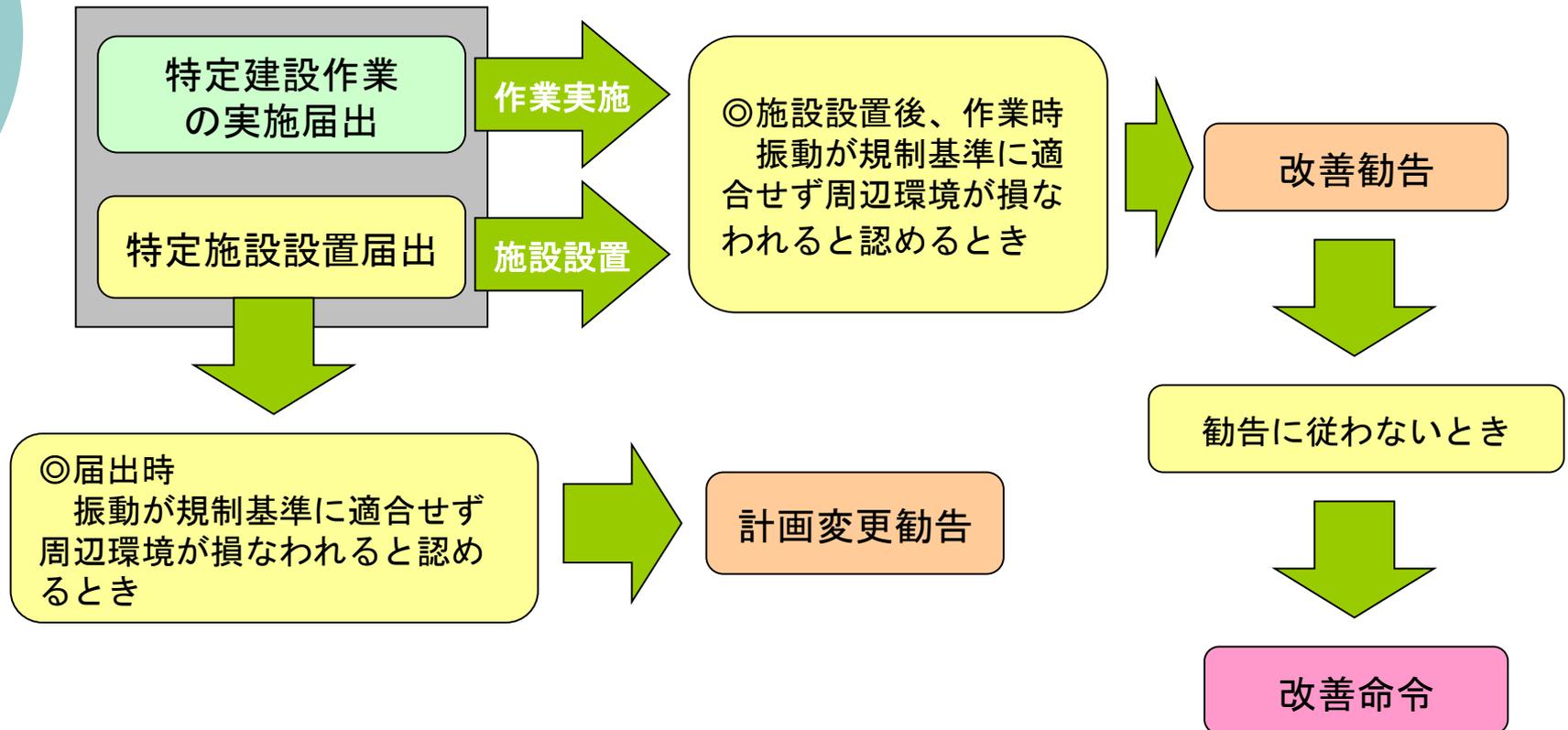
規制の種別	区域の区分	
	第1号区域	第2号区域
区域区分の基準	騒音に係る指定地域のうち第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域並びに第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域	指定地域のうち第1号区域以外の区域
規制基準	75デシベル	75デシベル
作業時間帯	19:00～翌日7:00の時間内でないこと	22:00～翌日6:00の時間内でないこと
作業期間	1日あたり10時間を超えないこと	1日あたり14時間を超えないこと
	連続6日を超えないこと	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと	日曜日その他の休日でないこと

振動に係る特定建設作業

特定建設作業の種類		規模要件等
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	くい打機	もんけん及び圧入式を除く
	くい抜機	油圧式を除く
	くい打くい抜機	圧入式を除く
鋼球を使用して建築物等を破壊する作業		すべて
舗装版破碎機を使用する作業		作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
ブレーカーを使用する作業		手持ち式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

振動規制法に基づく改善勧告・改善命令等について

特定工場等・特定建設作業に関する規制

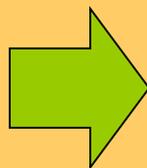


振動規制法に基づく規制の概要

道路交通振動に係るもの

指定地域

振動が要請限度を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき



要 請

- ・ 県公安委員会に対し、道路交通法に基づく措置を執ることを要請する
 - ・ 道路管理者に対して振動を防止するための舗装等の措置を執るよう要請する
- (あらかしp. 24)

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

道路交通振動

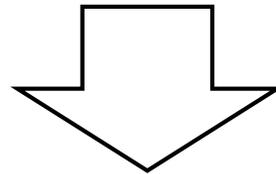
時間区分		第1種区域	第2種区域
昼間	7:00~20:00	65デシベル	70デシベル
夜間	20:00~翌日の7:00	60デシベル	65デシベル

環境基準

【環境基本法】

第16条

政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。



大気、水質(底質)、土壌、騒音の環境基準を設定

騒音に関する環境基準

種類	対象
「騒音に係る環境基準」	一般地域・道路に面する地域
「航空機騒音に係る環境基準」	飛行場周辺
「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」	新幹線鉄道沿線

「騒音に係る環境基準」

環境基準の類型を当てはめる地域の指定状況

国土地理院承認 平14総複 第149号



類型当てはめ 19市町

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を当てはめる地域の類型指定の基準

類型	類型指定の基準	用途地域との対応
A A	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	
A	専ら住居の用に供される区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	主として住居の用に供される区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

騒音に係る環境基準

一般環境の基準値

地域の類型		類型 A A	類型 A	類型 B	類型 C
昼間	6:00~ 22:00	50 dB以下	55 dB以下	55 dB以下	60 dB以下
夜間	22:00~ 翌日の 6:00	40 dB以下	45 dB以下	45 dB以下	50 dB以下

騒音に係る環境基準

道路に面する地域の基準値

時間区分		類型 A	類型 A	類型 B	類型 C
			2車線以上の車線を有する道路	2車線以上の車線を有する道路	車線を有する道路
昼間	6:00～22:00		60dB以下	65dB以下	65dB以下
夜間	22:00～翌日の6:00		55dB以下	60dB以下	60dB以下
【幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準】					
昼間		6:00～22:00	70dB以下		
夜間		22:00～翌日の6:00	65dB以下		
<p>個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45dB以下、夜間：40dB以下）によることができる。</p>					

【諮問事項①】

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の
規定による騒音を規制する地域の指定について

規制地域の指定(諮問事項)

騒音規制法に基づく規制地域及び区域区分(工場・事業場騒音)

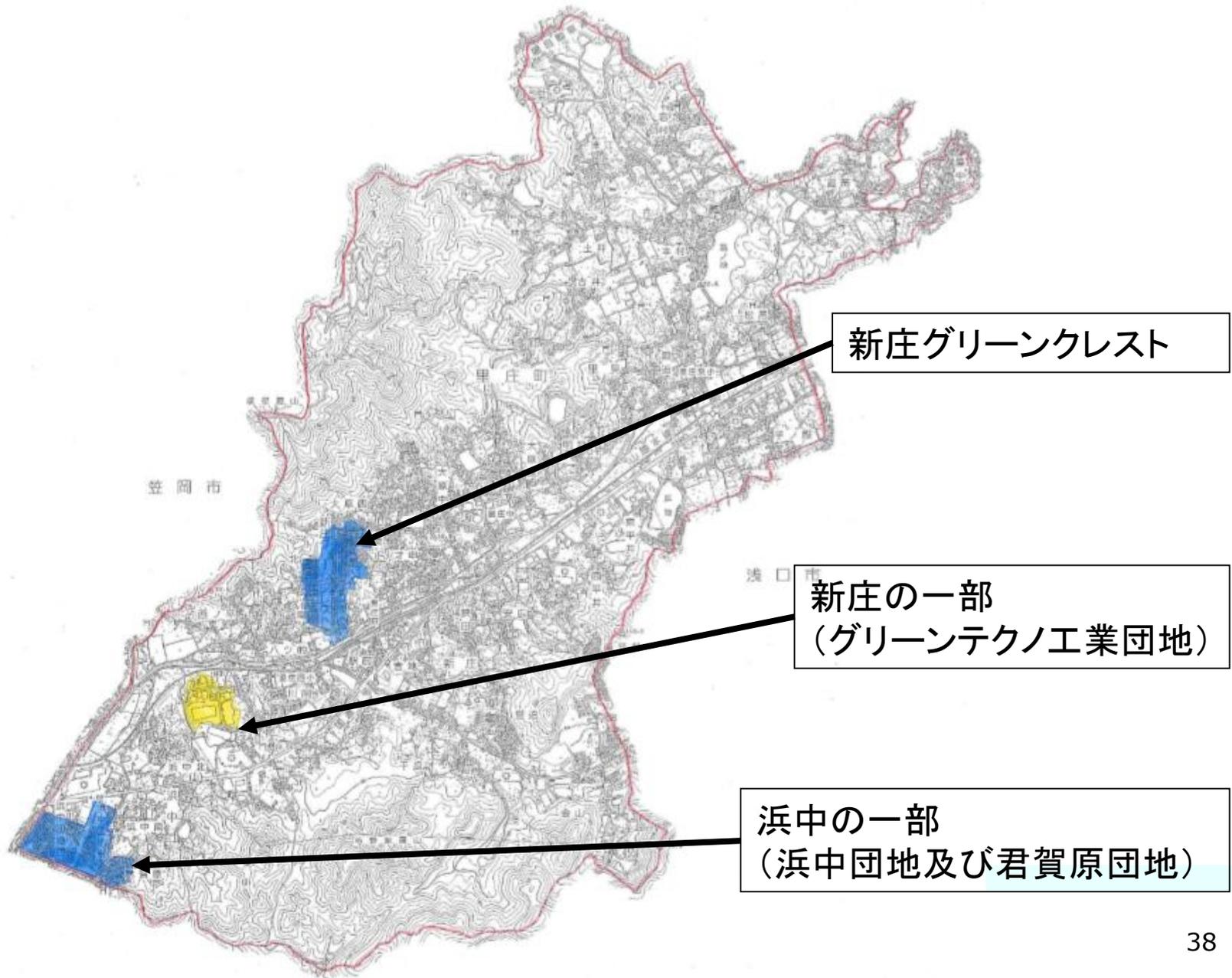
区域の区分			
第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
—	新庄グリーンクレスト及び浜中の一部	第2種区域及び第4種区域以外の区域	新庄の一部

規制地域の指定(諮問事項)

騒音規制法に基づく規制地域及び区域区分(自動車騒音)

区域の区分		
a区域	b区域	c区域
新庄グリーンレスト及び 浜中の一部	—	a区域以外の区域

騒音規制法に基づき規制する地域の指定地域図



【諮問事項②】

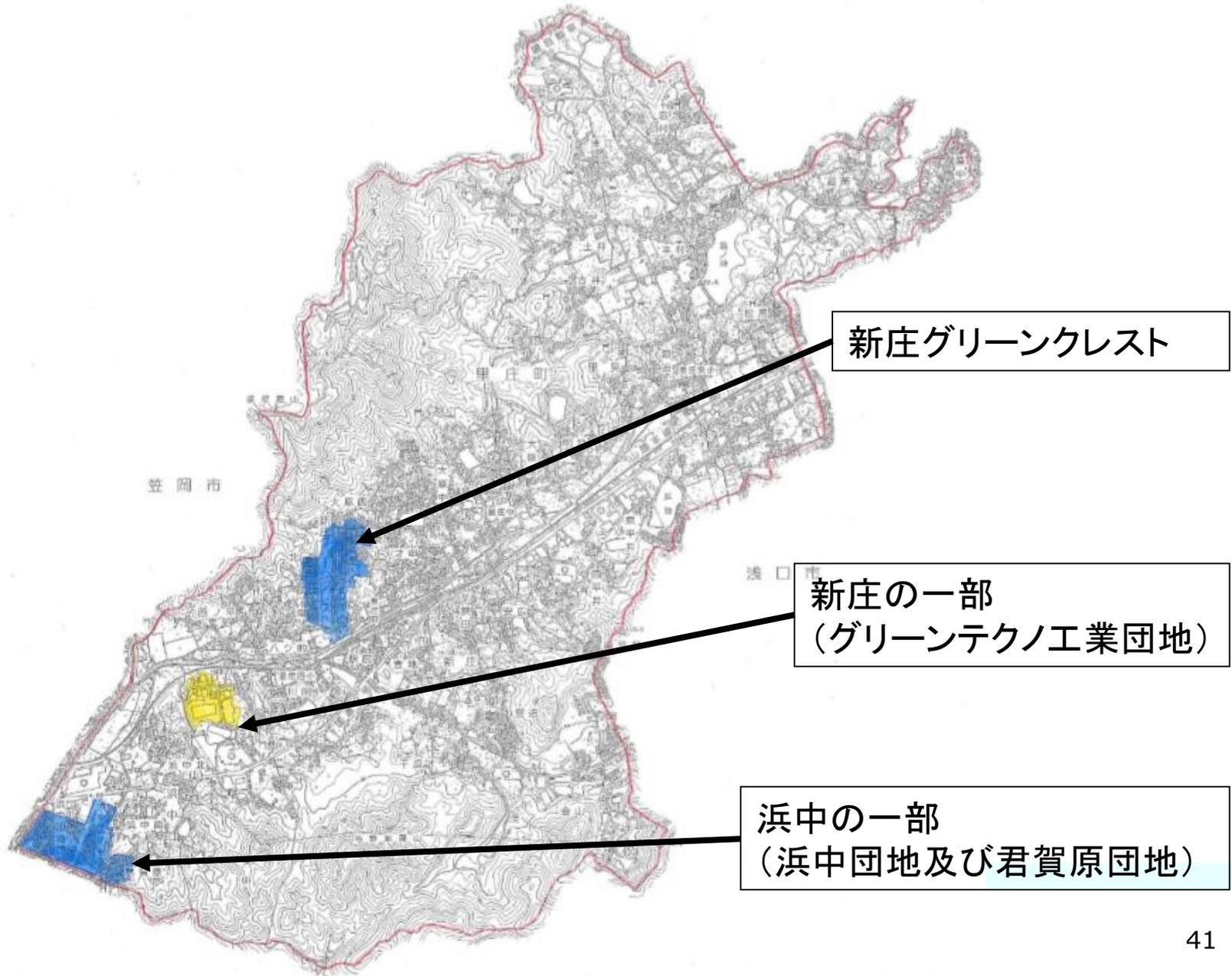
振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の
規定による振動を規制する地域の指定について

規制地域の指定(諮問事項)

振動規制法に基づく規制地域及び区域区分(工場・事業場振動/道路交通振動)

区域の区分	
第1種区域	第2種区域
新庄グリーンクレスト及び浜中の一部	第1種区域以外の区域

振動規制法に基づき規制する地域の指定地域図



【諮問事項③】

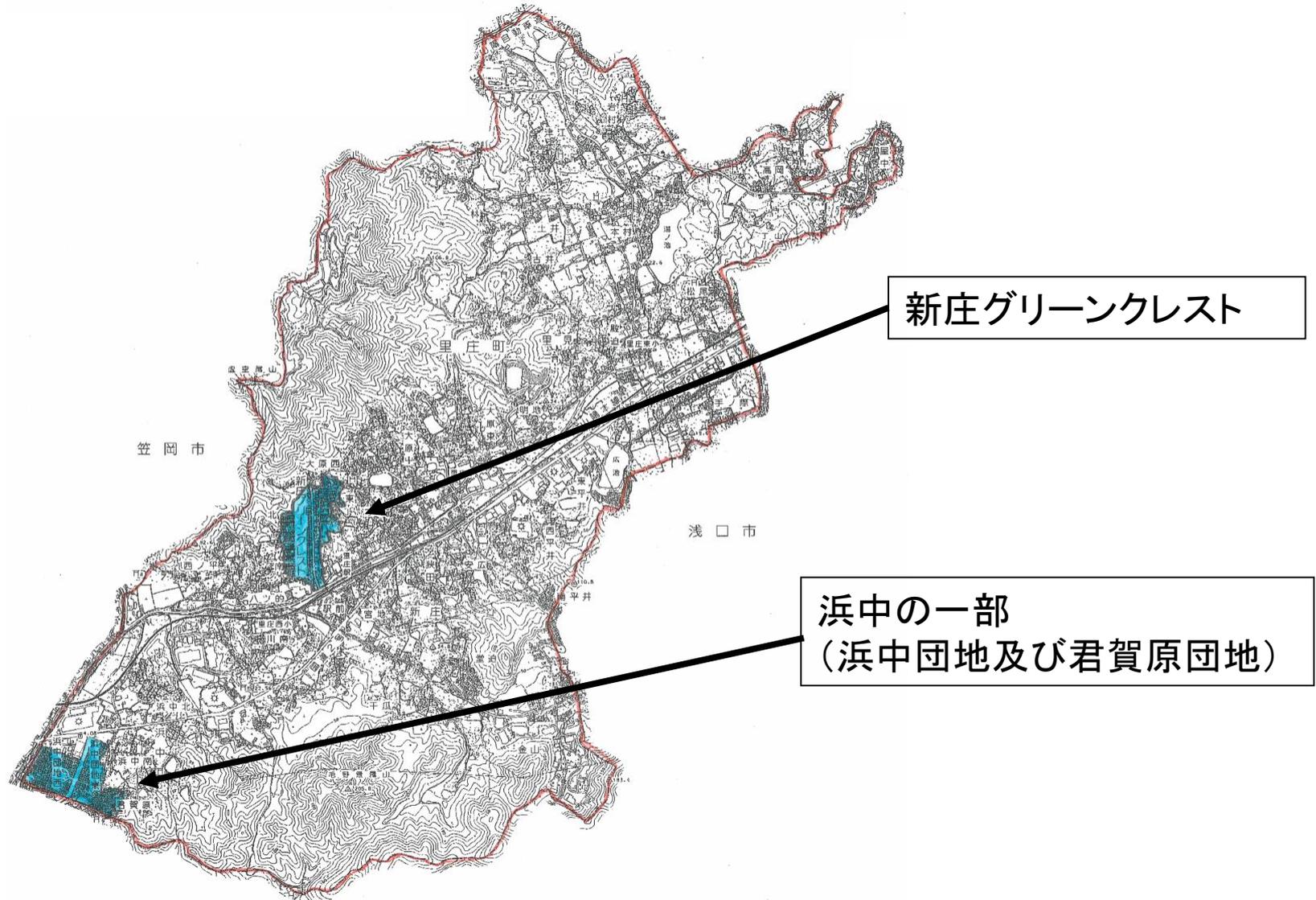
環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定による地域(騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域)の指定について

環境基準の類型を当てはめる地域の指定(諮問事項)

類型の区分

類型AA	類型A	類型B	類型C
—	新庄グリーンクレスト 及び浜中の一部	—	類型A以外の区域

環境基準の類型を当てはめる地域の指定地域図



今後のスケジュール

平成27年10月下旬 パブリック・コメントの実施※

※ ①及び②の騒音・振動規制関係のみ

平成27年12月上旬 県公報に告示

平成28年6月 施行